

指定管理者の選定の流れについて

1 指定管理者の選定方法（流れ）

令和 8 年 4 月～	三田市まなびと交流・共創施設の指定候補者を公募 (応募資格：法人その他の団体又は複数の法人等で構成される共同事業体。個人は不可)
令和 8 年 7 月頃	指定候補者選定委員会で <u>指定候補者</u> を選定 (第 3 回指定候補者選定委員会。プレゼン・ヒアリング審査)
令和 8 年 9 月予定	市議会の議決で正式に <u>指定管理者</u> として決定 (指定管理期間：令和 9 年 6 月～令和 14 年 3 月の 4 年 10 か月)
令和 8 年 10 月～	指定管理者による開館事前準備業務の開始
令和 9 年 6 月	施設オープン（指定管理期間の開始）

2 指定候補者の募集スケジュール（予定）

募集要項配布期間	4 月上旬
現地案内・説明会	4 月下旬 * 指定候補希望者向け
質疑受付期間	5 月中旬
質疑に対する回答	5 月中～下旬
応募申請受付期間	5 月下旬～6 月中旬

3 その他

次回（第 2 回）委員会

日時：3 月 27 日（金）13：30～

場所：三田市役所本庁舎 5 階 502 会議室